



EU 研究ディプロマプログラム(EU-DPs)
2018年度 シラバス
- 学部生対象(M2:法と政治) -

最終更新日: 2018年4月9日

※EU-DPs 科目の開講状況やシラバスの内容は変更になる場合があります。

外国政治書講読 (English)

最終更新日: 2018年3月19日

授業科目名	外国政治書講読 (English)	標準年次	3・4
講義題目	Introductory topics on Law and Technology	開講学期	前期
担当教員	アントニョ・フォルマシオン (Antonio Formacion)	単位数	2単位
教室	303	科目区分	基盤科目
使用言語	English	科目コード	

Course Title	Introductory topics on Law and Technology
Course Overview	This course will tackle current issues on the intersect of Law and Technology.
履修条件	Ability to make presentations and have discussions in English.
授業の目的	<p>This class will introduce students to recent hot topics in technology and discuss on how law and technology affects each other. The approach of the class will be international and not limited to the Japanese experience.</p> <p>Depending on the number of students, the class will be divided into groups for presentations on the topics that will be discussed in class.</p>
授業の概要・計画	<p>The first 3 classes will be introductory lectures on the topic of law and technology.</p> <p>The fourth class will creating the presentation groups and to decide on the law and technology topics for each group. The selection of the topic will be left for the students to determine, with consultation with the professor.</p> <p>Depending on the number of students enrolled, the rest of the classes will be presentations and discussions.</p> <p>The 14th class will be an essay type exam.</p> <p>The last (15th class) will be an oral exam based on the essay written on the 14th class.</p>
授業の進め方	<p>Students are expected to read up on news and current affairs in relation to technology (and law). This is important in order to come up with the group presentation topics.</p> <p>During the lectures and presentations, students are expected to actively contribute to the class discussion.</p>
教科書・参考書等	Reading materials will be decided during class.
成績評価の方法・基準	The evaluation will be based on 1. presentation 2. class participation 3. Essay exam 4. Oral exam
その他 (質問・相談方法等)	
過去の授業評価アンケート	

外国法律書講読（英語）

最終更新日：2018年3月6日

授業科目名	外国法律書講読（英語）	標準年次	2・3・4
講義題目	文化政策関連英語文献講読	開講学期	後期
担当教員	小島 立	単位数	2単位
教室		科目区分	基盤科目
使用言語	Japanese	科目コード	

Course Title	English Reading Seminar on Cultural Policy
Course Overview	In this class, we will read English articles on cultural policy.
履修条件	特になし。どの学部に属しているかにかかわらず、「ものづくり」、「まちづくり」、文化芸術、クリエイティブ産業などに関心がある学生諸君の参加を歓迎する。なお、本授業は、大学院法学府修士課程の「国際関係法学外国書講読第二」との共同開講である。
授業の目的	<p>本授業の目的は、受講者と一緒に、文化政策に関連する問題を検討することを通して、現代社会の諸課題について、受講者自らが批判的に考察する力を高めることにある。本授業が目指す具体的な到達目標は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 知識・理解 受講者が、英語文献を正確に読む力、および、文化政策に関する諸問題について自ら考えることができる力を養うこと。</p> <p>(2) 専門的技能 受講者が、文化政策に関する諸問題について、自ら考えることができる力を養うこと。</p> <p>(3) 汎用的技能 受講者の英語運用能力を高めること。また、受講者が、現代社会における諸課題について考えるに当たり、可能な限り正確に社会を観察し、それを踏まえて客観的な分析を行える能力を養うこと。</p> <p>(4) 態度・指向性 受講者が、外国語と日本語の両方についての感度を高められるようにすること。また、受講者が、国内外で生じている様々な現代的課題に接する際の感受性を高められるようにするとともに、社会で生じている問題を「自分のこと」として捉えて考察できる態度を養うこと。</p>
授業の概要・計画	<p>「文化政策」とは、文化や芸術に関する政策のあり方を論じる学問領域である。文化政策には、法学、政治学、経済学、社会学、歴史学、考古学、文化人類学、美学芸術学、農学、建築学、デザインなどの様々な領域が関係しており、学際的かつ複合的な色彩を強く帯びている。</p> <p>論じられるテーマも多様であり、一例としては、「クリエイティブ産業」、「創造都市」、公立文化施設における指定管理者制度、文化芸術施設や文化芸術関係者への補助金のあり方、アートNPO、企業メセナ、著作権政策などが挙げられる。文化政策は、理論的にはいまだ発展途上の段階にあるといえるものの、逆にその事実、この領域が理論面と実践面の双方において大変に興味深い「宝の山」であることを示している。</p>
授業の進め方	<p>授業で講読を行う際には、特に担当者は決めない。また、文章の全訳を求めることはないものの、文章のまとまり（意味の固まり）を自分で把握し、その要約を行なってほしい。上記のスケジュールのとおり、講読文献について、毎回5～10ページ前後を読み進める予定であ</p>

	<p>る。授業には、英和辞書（電子辞書も可）を必ず携帯されたい。</p> <p>予習を行う際には、何が文章の主題として取り上げられているのか、何と何が対比（比較）して書かれているのか、従前の問題状況はどういった内容で、筆者はそれに対してどのような分析を加え、従来の考え方とどのように違った意見を持っているのか、といった点について、意識的に注意を払っていただきたい。</p> <p>担当教員のこれまでの教育経験に照らすと、学生諸君は、個々の単語および熟語の意味を辞書で調べることに意を用いすぎ、一定の長さの文章が固まりとして何を言っているのか、ということ把握するのが苦手であるように見受けられる。そのような「木を見て森を見ない」状況に陥らないように気をつけながら、予習を行なってほしい。</p> <p>また、重要な法的概念や社会科学上の概念について、担当教員が受講者に質問を行なうこともある。法的概念や社会科学上の概念の中には、日本が「近代化」した後に、西洋から「翻訳」の形で取り入れられたものも少なくない。翻訳という営みについて意識的かつ自覚的に考えることは、私たちが外国の社会や文化をいかに把握するのかという試みを行う際の感覚を鋭敏にしてくれるだろうし、私たちに日本社会や日本文化を相対化する契機を与えてくれるだろう。さらには、私たちが外国語を学ぶ際の「心構え」にも大きな示唆を与えてくれるはずである。</p>
教科書・参考書等	<p>本授業で取り上げる文献については、ウェブサイトから検索および出力した上で授業に持参すること。授業には、英和辞書（電子辞書も可）を必ず携帯されたい。</p> <p>文化政策についての基本的知識を得たい場合には、野田邦弘『文化政策の展開——アーツ・マネジメントと創造都市』（学芸出版社、2014年）、後藤和子編『文化政策学——法・経済・マネジメント』（有斐閣、2001年）、小林真理＝片山泰輔監修『アーツ・マネジメント概論 [3訂版]』（水曜社、2009年）、池上惇＝植木浩＝福原義春編『文化経済学』（有斐閣、1998年）などを参照されたい。</p> <p>担当教員の文化政策についての考え方の一端を示したものとしては、小島立「現代アートと法——知的財産法及び文化政策の観点から」知的財産法政策学研究36号（2011年）1頁がある（この論文については、インターネット上で検索すれば見つけることができる）。</p> <p>翻訳の意義については、柳父章『翻訳語成立事情』（岩波新書、1982年）、丸山眞男＝加藤周一『翻訳と日本の近代』（岩波新書、1998年）などを参照のこと。私たちが外国語を学ぶ際の「心構え」については、斎藤兆史『英語達人列伝——あっぱれ、日本人の英語』（中公新書、2000年）、斎藤兆史『英語達人塾——極めるための独習法指南』（中公新書、2003年）、鳥飼玖美子『本物の英語力』（講談社現代新書、2016年）などを参照されたい。</p>
成績評価の方法・基準	<p>授業への出席（毎回、授業終了後に、出席カードの提出を求める）と平素の態度により評価を行う。受講者から自発的な発言がない場合には、こちらから適宜指名し、発言を求める（その際に、発言者の氏名を尋ねる）。</p> <p>授業中の発言回数や発言内容などが成績評価に反映されることになるため、授業中に積極的な発言がない受講者には、自ずと低い成績評価しか与えられない。</p>
その他（質問・相談方法等）	<p>質問や相談等がある場合には、担当教員にメールで連絡を取り、面談の日時を予約されたい（担当教員のメールアドレスは、kojima [アットマーク] law.kyushu-u.ac.jp）。授業終了後にも質問や相談等を受け付ける。</p> <p>本授業について不明な点があれば、担当教員まで尋ねられたい。</p>
過去の授業評価アンケート	

外国政治書講読（ドイツ語）

最終更新日：2018年3月11日

授業科目名	外国政治書講読（ドイツ語）	標準年次	3・4
講義題目	ナチス・ドイツの優生政策	開講学期	前期
担当教員	熊野 直樹	単位数	2単位
教室	研	科目区分	基盤科目
使用言語	Japanese	科目コード	
Course Title	The eugenic policy of Nazi-Germany		
Course Overview	Through an in-depth study of a selected topic in German political history, students will acquire and develop the practical specialist knowledge and skill needed for research in German studies.		
履修条件	ドイツ語履修者。		
授業の目的	<p>本授業の目的は、「知識・理解」と「専門的能力」の観点から、以下のようになります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ドイツ語の政治書テキストを正確に理解できるようになる。 2. ドイツ語の政治書テキストの講読を通じて、ドイツ政治史の知識を習得する。 3. ドイツ語の政治書テキストの読解を通じて、政治用語や歴史用語を始めとした専門的な分析概念を身につける。 <p>以上です。</p>		
授業の概要・計画	ナチス・ドイツの優生政策に関する幾つかの重要で代表的な研究文献や史料を精読していきます。受講生には、実力に応じて、1回あたり読む分量を決める予定です。平均的に1回の授業では、1～2頁を予定しています。		
授業の進め方	毎回参加者全員に音読の上、日本語に訳出してもらいます。その後、必要に応じて文法的な説明及びナチス・ドイツの優生政策の歴史や当時の政治・社会状況並びに研究動向についての解説を行います。		
教科書・参考書等	<p>Ernst Klee: >>Euthanasie<< im NS-Staat. Die >>Vernichtung lebensunwerten Lebens<<, Frankfurt am Main 1983.</p> <p>Ernst Klee (Hg.): Dokumente zur >>Euthanasie<<, Frankfurt am Main 1985.</p>		
成績評価の方法・基準	<p>平素。</p> <p>但し、授業の目的達成度に従って評価します。すなわち「知識・理解」及び「専門的能力」の観点から評価します。具体的には、1. テキストを正確に読めるようになったか、2. テキストの読解を通じて、ナチス・ドイツの優生政策について正確に理解できたか、3. 政治用語や歴史用語を始めとした専門的な分析概念をどの程度身につけたか、です。</p> <p>なお、無断欠席、遅刻は厳禁です。4回以上の欠席の場合は、除籍となります。また、遅刻の場合は、平常点から5点を差し引きます。</p>		
その他（質問・相談方法等）	<p>大学院との共同授業となります。</p> <p>テキストは初回に配付します。</p>		
過去の授業評価アンケート			

外国政治書講読（ドイツ語）

最終更新日：2018年3月11日

授業科目名	外国政治書講読（ドイツ語）	標準年次	2・3・4
講義題目	ナチス・ドイツの優生政策	開講学期	後期
担当教員	熊野 直樹	単位数	2単位
教室	研	科目区分	基盤科目
使用言語	Japanese	科目コード	

Course Title	The eugenic policy of Nazi-Germany
Course Overview	Through an in-depth study of a selected topics in German political history, students will acquire and develop the practical specialist knowledge and skill needed for research in German studies.
履修条件	ドイツ語履修者。
授業の目的	<p>本授業の目的は、「知識・理解」と「専門的能力」の観点から、以下のようになります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ドイツ語の政治書テキストを正確に理解するようになる。 2. ドイツ語の政治書敵スの講読を通じて、ドイツ政治史の知識を習得する。 3. ドイツ語の政治書テキストの講読を通じて、政治用語や歴史用語を始めとした専門的な分析概念を身につける。 <p>以上です。</p>
授業の概要・計画	ナチス・ドイツの優生政策に関する代表的な研究文献や史料を精読していきます。受講生には、実力に応じて、1回あたり読む分量を決める予定です。平均的に1回の授業では、1～2頁を予定しています。
授業の進め方	毎回参加者全員に音読の上、日本語に訳出してもらいます。その後、必要に応じて文法的な説明及びナチス・ドイツの優生政策の歴史や研究動向についての解説を行います。
教科書・参考書等	Ernst Klee, >>Euthanasie im NS-Staat<<. Die >>Vernichtung lebensunwerten Lebens<<, Frankfurt am Main 1983. Ernst Klee (Hg.): Dokumente zur >>Euthanasie<<, Frankfurt am Main 1985.
成績評価の方法・基準	<p>平素。</p> <p>但し、授業の目的達成度に従って評価します。すなわち「知識・理解」及び「専門的能力」の観点から評価します。具体的には、1. テキストを正確に読めるようになったか、2. テキストの読解を通じて、ナチス・ドイツの優生政策に関する知識を正確に習得できたか、3. 政治用語や歴史用語を始めとした専門的な分析概念をどの程度身につけたか、です。</p> <p>なお、無断欠席、遅刻は厳禁です。4回以上の欠席の場合は、除籍となります。また、遅刻の場合は、平常点から5点を差し引きます。</p>
その他（質問・相談方法等）	大学院との共同授業となります。 テキストは初回に配付します。
過去の授業評価アンケート	

憲法 1 【統治機構論】

最終更新日:2018年4月2日

授業科目名	憲法 1 【統治機構論】	標準年次	2
講義題目	憲法総論・統治機構論	開講学期	前期
担当教員	南野 森	単位数	4単位
教室	大講	科目区分	基盤科目
使用言語	Japanese	科目コード	

Course Title	Constitutional Law I
Course Overview	Lecture on general theory of constitutional law and political institutions
履修条件	とくになし。
授業の目的	<p>憲法学の扱う分野のうち、講学上「憲法総論」及び「統治機構論」と呼ばれる範囲についての一通りの知識を得ることが課題であるが、この講義に毎回出席することにより、(1) 90分延々と続く単調な講義を聴きながらも、何が重要であるかを判断し、それをノートにとるといふ、大学時代にぜひとも身につけておくべき能力を伸ばすこと(そのためレジュメは配布しないし板書もほとんど行わないしまたはパワーポイントなど用いないしさらには授業の途中で休憩を挟んだりもしない)、および(2) 憲法をめぐる法と政治について、今後各自が考えていくための手がかりと方法とを身につけること(そのため折にふれ現実の憲法政治に関連するトピックを取り上げることがある)、を目的とする。初回講義において説明を行う。</p>
授業の概要・計画	<p>本講義は、大きく第一部「憲法総論」と第二部「統治機構論」に分かたれる。前者では、「憲法学の基礎概念」(憲法の意義、立憲主義、人権、主権など)、「憲法の歴史」(憲法思想史、日本憲法史など)、「日本国憲法の特徴」(象徴天皇制、平和主義など)について、後者では、日本国憲法の規定する統治機構(「国会」「内閣」「裁判所」など)について、講義を行う。</p> <p>詳細な講義目次や参考文献等については、担当教員のHPにて毎回情報を掲載する予定である。</p>
授業の進め方	<p>講義形式で進める。レジュメは配布しない。</p> <p>ただし、講義目次、講義で推薦した参考文献・参照した判決等については南野のHPに掲載する予定であるので、復習をする際に役立てて欲しい。</p>
教科書・参考書等	<p>■特定の教科書1冊を指定することは敢えてしないが、受講者各自の判断で、信頼できる教科書を1冊購入し、予習・復習の際に常に熟読・参照して「完璧なノート」を作成していくことを強く薦める。本講義に関しては、次の①～⑤のなかから、自分に合うと思えるものを主体的に選択することを勧める。</p> <p>①長谷部恭男『憲法〔第7版〕』(新世社、2018年) ②野中俊彦ほか『憲法Ⅰ〔第5版〕』(有斐閣、2012年) ③樋口陽一『憲法〔第3版〕』(創文社、2018年発行の第3版第4刷が良い) ④高橋和之『立憲主義と日本国憲法〔第4版〕』(有斐閣、2017年) ⑤佐藤幸治『日本国憲法論』(成文堂、2011年)</p> <p>■判例解説集として、次の⑥は講義の後半において参照することが多くなるので常備して欲しい。講義の前半ではほとんど利用しない。</p> <p>⑥長谷部恭男ほか(編)『憲法判例百選Ⅰ〔第6版〕』(有斐閣、2013年)</p>

	<p>■憲法学のいくつかの論点についてより深く学ぼうとする意欲的な学生には、次の⑦、⑧を薦める。</p> <p>⑦安西文雄ほか『憲法学の現代的論点〔第2版〕』（有斐閣、2009年）</p> <p>⑧南野森（編）『憲法学の世界』（日本評論社、2013年）</p>
成績評価の方法・基準	期末試験による。
その他（質問・相談方法等）	<p>授業に関する質問は、授業の後によろこんで受け付ける。研究室在室中はアポなしで来訪されても歓迎する。メールでの質問には答えない。受講者への連絡のために、2016年度前期法学入門の受講者のメーリングリストを利用することがある。</p> <p>なお、4/9、4/16、4/23、5/7、5/14、7/23の6回のみ、月曜4限ではなく月曜5限に授業を行うので注意されたい（大講義室）。</p>
過去の授業評価アンケート	

民事救済法

最終更新日:2018年3月10日

授業科目名	民事救済法	標準年次	3・4
講義題目	応用民事訴訟法および民事執行・保全法	開講学期	後期
担当教員	浅野 雄太	単位数	4単位
教室		科目区分	入門科目
使用言語	Japanese	科目コード	

Course Title	civil procedural and remedial law
Course Overview	the aim of this course is to understand advanced civil procedure (appeal, extraordinary relief and complex litigation), enforcement of judgement and protective relief.
履修条件	前期に開講される民事訴訟法を履修済みであることが望ましい。
授業の目的	この講義は、民事訴訟法が規律する判決手続のうち応用民事訴訟法と呼ばれる領域（複数請求訴訟、多数当事者訴訟、上訴、再審）、および民事執行法・民事保全法について講義する。 到達目標としては、「知識・理解・専門的能力」の観点からは、各用語の定義および重要な問題点に関する判例・学説等を正確に理解することが、「汎用性能力・態度・志向性」の観点からは、上述の理解を踏まえたうえで、具体的な事案を適切に解決できることが求められる。
授業の概要・計画	<p>(応用民事訴訟法)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. イントロダクション 2. 複数請求訴訟 3. 多数当事者訴訟① 通常共同訴訟 4. 多数当事者訴訟② 固有必要的共同訴訟 5. 多数当事者訴訟③ 類似必要的共同訴訟、共同訴訟参加 6. 多数当事者訴訟④ 独立当事者参加 7. 多数当事者訴訟⑤ 補助参加、訴訟告知 8. 多数当事者訴訟⑥ 訴訟承継 9. 不服申立て① 総論・控訴 10. 不服申立て② 上告、抗告 11. 不服申立て③ 再審 <p>(民事執行保全法)</p> <ol style="list-style-type: none"> 12. 民事執行・保全総論 13. 強制執行総論① 債務名義 14. 強制執行総論② 執行文、強制執行手続の開始 15. 強制執行総論③ 執行関係訴訟、強制執行の停止 16. 強制執行各論① 金銭執行(1) 総論 17. 強制執行各論② 金銭執行(2) 不動産執行 18. 強制執行各論③ 金銭執行(3) 動産執行 19. 強制執行各論④ 金銭執行(4) 債権執行 20. 強制執行各論⑤ 非金銭執行 21. 財産開示手続、担保権実行手続 22. 民事保全手続① 総論、保全命令手続 23. 民事保全手続② 保全執行手続
授業の進め方	主に講義形式による。適宜レジュメを配布しながら進める予定である。 各項目終了時、次の項目を予習するために読むべき参考書の箇所等を指示する。
教科書・参考書等	特に指定しない。

	<p>応用民事訴訟法については、前期の民事訴訟法で使用した教科書・参考書等を引き続き使用されたい。</p> <p>民事執行保全法については、さしあたり以下のものが便宜である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和田吉弘『基礎からわかる民事執行法・民事保全法〔第2版〕』（弘文堂・2010年） ・福永有利『民事執行法・民事保全法〔第2版〕』（有斐閣・2011年） ・上原敏夫＝長谷部由起子＝山本和彦『民事執行・保全法〔第5版〕』（有斐閣・2017年） ・中西正＝中島弘雅＝八田卓也『民事執行・民事保全法』（有斐閣・2010年） ・中野貞一郎＝下村正明『民事執行法』（青林書院・2016年） ・上原敏夫＝長谷部由起子＝山本和彦編『民事執行・保全判例百選〔第2版〕』（有斐閣・2012年）
成績評価の方法・基準	<p>期末試験による。講義への出席は考慮しない。小テスト等も実施しない。</p> <p>期末試験では、上記の授業目的である、各用語の定義や重要な論点に関する判例・学説等の正確な理解、そしてそれらを用いて具体的な事案を解決することのできる応用力を求める。</p>
その他（質問・相談方法等）	<p>質問がある場合には、メールでアポイントメントをとったうえで、研究室に直接お越しく下さい。アドレスについては初回の授業で連絡します。</p>
過去の授業評価アンケート	

民法Ⅱ

最終更新日:2018年3月11日

授業科目名	民法Ⅱ	標準年次	2
講義題目	債権各論講義	開講学期	後期
担当教員	五十川 直行	単位数	4単位
教室		科目区分	基盤科目
使用言語	Japanese	科目コード	
Course Title	The Law of Obligations - Special Rules		
Course Overview			
履修条件	民法Ⅰ【総則・物権総論】が履修済であることが望ましい。		
授業の目的	日本民法典第3編「債権」のうち、第2章「契約」、第3章「事務管理」、第4章「不当利得」及び第5章「不法行為」について、民法（債権関係法）改正【平成29年6月2日法律44号】をも踏まえて、具体的に講述します。		
授業の概要・計画	<p>具体的な授業計画としては、日本民法典条文の配置順にしたがい、以下を予定します。</p> <p>第1回 民法Ⅱ【債権各論】序論 第2回 契約法序論 第3回 契約法総論（1）：契約の成立 第4回 契約法総論（2）：契約の効力 第5回 契約法総論（3）：契約の解除等 第6回 契約法各論（1）：財貨移転型契約<1> 第7回 契約法各論（2）：財貨移転型契約<2> 第8回 契約法各論（3）：財貨移転型契約<3> 第9回 契約法各論（4）：財貨利用型契約<1> 第10回 契約法各論（5）：財貨利用型契約<2> 第11回 契約法各論（6）：財貨利用型契約<3> 第12回 契約法各論（7）：役務提供型契約<1> 第13回 契約法各論（8）：役務提供型契約<2> 第14回 契約法各論（9）：役務提供型契約<3> 第15回 契約法総括 第16回 事務管理法 第17回 不当利得法（1） 第18回 不当利得法（2） 第19回 不法行為法序論 第20回 一般不法行為法（1） 第21回 一般不法行為法（2） 第22回 一般不法行為法（3） 第23回 一般不法行為法（4） 第24回 一般不法行為法（5） 第25回 特殊不法行為法（1） 第26回 特殊不法行為法（2） 第27回 特殊不法行為法（3） 第28回 特殊不法行為法（4） 第29回 不法行為法総括 第30回 民法Ⅱ【債権各論】総括</p>		
授業の進め方	基本的には、上記授業計画に沿い、講述します。 授業の進行にあたり、参加者に発言を求めることも試みます。		
教科書・参考書等	○教科書等：		

	<p>講義にあたり、事前に、担当教員作成のレジメを配布します。</p> <p>○参考書としては、 別冊ジュリスト民法判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第8版〕（有斐閣）をお薦めします。</p>
成績評価の方法・基準	<p>○不断の学習の継続こそが重要です。</p> <p>○したがって、授業時間中に4回小テストを実施したうえ、期末試験の成績とあわせて、成績を評価することにします。</p> <p>その配分は、各小テスト：各10点満点（計40点満点）と、期末試験：60点満点の、合算によることにします。</p>
その他（質問・相談方法等）	<p>○不断の学習の継続こそが重要です。</p> <p>○ご質問は、授業終了時のほか、メール等でどうぞ。</p>
過去の授業評価アンケート	

行政学

最終更新日:2018年3月11日

授業科目名	行政学	標準年次	3・4
講義題目	行政学	開講学期	後期
担当教員	嶋田 暁文	単位数	4単位
教室		科目区分	展開科目
使用言語	Japanese	科目コード	

Course Title	Public Administraion
Course Overview	Lecture on Public Administration of Central and Local Government.
履修条件	現時点での学力等は問いませんが、「できるだけ毎回出席し、真剣に学ぶ」という真摯な姿勢を持っている方に履修してほしいと思っています。
授業の目的	<p>次々と噴出する公共的課題を解決していくためには、情報・財源・権限・人材・技術といったさまざまな資源を組み合わせながら、社会制御を行わなければなりません。そうした社会制御のメカニズムを具現化したものが「行政システム」です。</p> <p>本講義では、「法と行政」「政治と行政」「管理（組織）と行政」という三つの概念連関を意識しながら、「政治と行政」「国と地方」「政府と民間」という三つの視角から行政システムを考察していきます。</p> <p>本講義の目的は、①行政システムを体系的に理解する上で不可欠な各種「基礎概念」を把握すること、②行政システムを深く考察していく上で必要な「物の見方」を獲得すること、③真摯に勉学に打ち込むという態度を身につけることの三つです。</p>
授業の概要・計画	<p><授業計画></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 講義を始めるに当たって～行政学とはいかなる学問か 2. 行政の展開と守備範囲の拡大・見直し 3. 官僚制論 4. 法治行政の原理とその限界 5. 政治と行政の関係 6. 議院内閣制と内閣機能の強化 7. 中央省庁の組織・定員管理と大部屋主義 8. 中央省庁再編 9. 公務員制度①～総論&採用・昇進 10. 公務員制度②～退職・再就職 11. 公務員制度③～公務員制度改革総論&政治任用 12. 政策ネットワーク 13. NPO①～NPOとは何か 14. NPO②～NPOと行政の協働 15. 組織デザイン①～組織と分業 16. 組織デザイン②～事前的調整と事後的調整 17. 行政組織の動態①～形式的意思決定手続きとしての稟議制 18. 行政組織の動態②～行政組織と実質的意思決定 19. 行政組織の動態③～予算編成の過程と手続き 20. 地方自治①～地方自治総論① 21. 地方自治②～地方自治総論② 22. 地方自治③～地方分権改革① 23. 地方自治④～地方分権改革② 24. NPMとガバナンス 25. 政策過程と政策作成 26. 政策実施とストリートレベルの官僚制 27. 政策評価と行政統制・行政責任
授業の進め方	講義形式です。できるだけ分かりやすく説明するつもりですが、大人

	<p>数を相手にするため、どうしても一方的な授業にならざるを得ません。ですから、もしよく分からない部分があったら、授業終了後、気軽に質問しにきてください。（出席カードに質問を書いていただく機会も設けます。）</p>
教科書・参考書等	<p>講義内容をすべて網羅したテキストは存在しません。そのため毎回の授業で、個別に関係文献について提示します。</p> <p>なお、一般的な参考文献としては、以下のものがお勧めです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西尾勝『行政学（新版）』有斐閣、2001年。 ・真淵勝『行政学』有斐閣、2009年。 ・曾我謙吾『行政学』有斐閣、2013年。 <p>また、拙著『みんなが幸せになるための公務員の働き方』学芸出版社、2014年には、この授業の中で伝えるさまざまな思考方法やその具体例が載っていますので、ご一読を強くお勧めします。</p>
成績評価の方法・基準	<p>「試験」（＝穴埋め問題30点＋記述問題70点）＋「出席」（加点のみ）で、評価を行います。</p> <p>*穴埋め問題は、授業中にキーワードとして強調します。</p> <p>*記述問題については、出さない部分は明示します。逆に、特にそうした断りがない場合、出る可能性があるので注意してください。</p> <p>上記のうち、「試験」は、本講義の目的である①行政システムを体系的に理解する上で不可欠な各種「基礎概念」を把握すること、②行政システムを深く考察していく上で必要な「物の見方」を獲得することに対応しています。</p> <p>また、上記のうち、「出席」は、本講義の目的である③真摯に勉学に打ち込むという態度を身につけることに対応しています。</p>
その他（質問・相談方法等）	<p>①単位を確実にとりたい方は、授業にきちんと出席することをおすすめします。</p> <p>②たまに、「この単位を落とすと卒業できないのでどうかお願いします」という要望が出てきますが、いかなる事情であっても、「不可」を「可」に変更することはしません。（真面目に勉強した方々に申し訳ないので。）</p> <p>その点は予めご了承ください。</p>
過去の授業評価アンケート	

国際公法

最終更新日:2018年2月28日

授業科目名	国際公法	標準年次	2
講義題目	現代国際法の諸問題	開講学期	後期
担当教員	明石 欽司	単位数	4単位
教室		科目区分	基盤科目
使用言語	Japanese	科目コード	
Course Title	Public International Law		
Course Overview	Current Issues on Public International Law		
履修条件	とくにありません。		
授業の目的	国際法が内包する歴史性やイデオロギー性を踏まえつつ、現代国際法に関する基礎的・体系的な知識の涵養を目的とします。		
授業の概要・計画	以下の順序で講義を行います。1. 序論：国際社会と法 2. 国際法の法源（Ⅰ～Ⅳ） 3. 条約法（Ⅰ～Ⅱ） 4. 国際法と国内法の関係 5. 国際法の主体（総論） 6. 国際法の主体（各論）（Ⅰ～Ⅵ） 7. 外交・領事関係法 8. 領域 9. 国際法における空間分割（Ⅰ～Ⅱ） 10. 国際責任（Ⅰ～Ⅱ） 11. 国際紛争の平和的処理 12. 平和と安全の維持		
授業の進め方	現存する国際法上の諸制度について、各制度の形成過程を踏まえつつ、解説します。教科書の該当箇所を授業の前に読み、疑問点を考えながら授業に参加してください。		
教科書・参考書等	初回授業時に紹介します。		
成績評価の方法・基準	最終試験（筆記）によります。現代国際法の基礎的・体系的知識の理解度を基準とします。		
その他（質問・相談方法等）	面会はメールを通じての予約制とします。メールアドレスは初回授業時に知らせます。		
過去の授業評価アンケート			

知的財産法【国際知的財産法】

最終更新日：2018年4月1日

授業科目名	知的財産法【国際知的財産法】	標準年次	3・4
講義題目	特許法・著作権法	開講学期	前期
担当教員	小島 立	単位数	4単位
教室	102	科目区分	展開科目
使用言語	Japanese	科目コード	

Course Title	Intellectual Property Law
Course Overview	This class deals with fundamental issues on intellectual property law, especially patent law and copyright law.
履修条件	<p>2012年度から2014年度に開講された知的財産法特殊講義Ⅰ、または、知的財産法特殊講義Ⅱを履修した者には単位を認定しない。</p> <p>本授業を受講するに当たっては、民法（民法Ⅰ、民法Ⅱおよび民法Ⅲ）、民事訴訟法、行政法（行政法Ⅰおよび行政法Ⅱ）、国際私法、国際取引法、情報法などの科目を履修済みか、あるいは、並行して履修することが望ましい。</p> <p>どの学部にも所属しているかにかかわらず、「ものづくり」、「まちづくり」、文化芸術、クリエイティブ産業、スタートアップなどに関心がある学生諸君の参加を歓迎する。</p>
授業の目的	<p>本授業の目的は、受講者と一緒に、知的財産法に関連する問題を検討することを通して、現代社会の諸課題について、受講者自らが批判的に考察する力を高めることにある。本授業が目指す具体的な到達目標は、以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 知識・理解 知的財産法が社会において果たすべき役割について、受講者が自ら考えることができる力を養うこと。 2. 専門的技術 知的財産法に関係する紛争が想定される事例において、原告と被告の双方の立場からどのような主張を行うべきか、そして、裁判所は当該事案についてどのような判断を下すべきか、ということについて、受講者が論じられる能力を養うこと。 3. 汎用的技術 現代社会における諸課題について考えるに当たり、受講者が可能な限り正確に社会を観察して、その観察結果を記述できること、そして、それらの作業を踏まえて客観的な分析を行える能力を養うこと。 4. 態度・指向性 受講者が、国内外で生じている様々な現代的課題に接する際の感受性を高められるようにするとともに、社会で生じている問題を「自分のこと」として捉えて、考察できる態度を養うこと。
授業の概要・計画	<p>本授業では、知的財産法の中で、「創作物を保護する法」である特許法と著作権法を中心に検討する。授業の初めに、「創作物を保護する法」の全体像について概観した後、著作権法、特許法の順に検討を行う。</p> <p>具体的な授業計画としては、知的財産法総論（6回）、著作権法（10回）、特許法（10回）を予定している（教場試験となる可能性に鑑み、全26回で予定を立てている）。</p>
授業の進め方	<ol style="list-style-type: none"> 1. 授業の進め方について 担当教員による講義に加えて、受講者と問答を行う形で授業を進める。

2. 授業で用いる資料について

本授業で用いる資料は、可能な限り、九州大学e-ラーニングシステムMoodle (<https://moodle.s.kyushu-u.ac.jp/>) にアップする。もともと、著作権の関係上、授業において紙媒体で配布する場合もある。

3. 予習について

受講者は、上記のMoodleにアクセスし、事前に予習課題の検討を行うことが期待される。

4. 教科書について

授業スケジュールにおいて教科書の予習箇所を予め指定しているので、その部分に予め目を通してから授業に出席すること。授業に出席する際には、指定した教科書を携帯されたい。

なお、本年度については、出版社の都合により、指定した教科書の刊行が4月末になる予定である。それまでは、授業で取り上げる該当部分について、出版社から提供される校正データを、Moodleにおいて共有する。

5. 条文について

授業中には、特許法および著作権法に加えて、民法や民事訴訟法などの関連する法律の条文をすぐに参照できるようにすること。授業においては、総務省e-Gov（イーガブ）が提供する「法令データ提供システム」で検索した法律の条文を、教室のスクリーンに投射する。

6. 裁判例について

本授業では、「加工された裁判例」が収められている、いわゆる「判例集」や「判例百選」などの教材は用いず、「生の裁判例」を適宜取り上げ、受講者と問答を行いながら分析を行う。この作業をとおして、知的財産法に関係する紛争が想定される事例において、原告と被告の双方の立場からどのような主張を行うべきか、そして、裁判所は当該事案についてどのような判断を下すべきか、ということについて、受講者が自ら論じることができる力を養いたい。受講者がこの能力を身につけたかどうかを、期末試験で出題する事例問題で試すことになる。

授業の中で、検討する裁判例を予め指定するので、裁判所ウェブサイトの「裁判例情報」から当該裁判例を検索した上で、事前に読んでほしい。また、特許法の裁判例を分析する際には、「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）」のウェブサイトから特許公報を出力し、目を通すことが求められる。これらの情報へのアクセスの仕方については授業の中で説明する。

教科書・参考書等

●教科書（授業において予習範囲を指定する）

愛知靖之＝前田健＝金子敏哉＝青木大也『知的財産法』（有斐閣、2018年4月末刊行予定）

※「授業の進め方」で述べたとおり、教科書が刊行されるまでは、授業で取り上げる該当部分について、出版社から提供される校正データを、Moodleにおいて共有する。

●教科書に準ずるもの（授業の中で適宜参照する）

文化庁長官官房著作権課『著作権テキスト～初めて学ぶ人のために～平成29年度』（2017年）

[http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/h29_text.pdf]

特許庁『知的財産権制度入門 平成29年度』（2017年）

[https://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/text/pdf/h29_syosinsya/all.pdf]

●参考書（必ずしも購入する必要はない）

中山信弘『マルチメディアと著作権』（岩波新書（赤426）、1996年）

（この本は残念ながら絶版となっているが、図書館および法学部学生情報サロンに配置されている）

中山信弘『特許法〔第3版〕』（弘文堂、2016年）

中山信弘『著作権法〔第2版〕』（有斐閣、2014年）

高部真規子『実務詳説特許関係訴訟〔第3版〕』（金融財政事情研究会、2016年）

	<p>高部真規子『実務詳説著作権関係訴訟』（金融財政事情研究会、2012年）</p> <p>大淵哲也ほか『知的財産法判例集〔第2版〕』（有斐閣、2015年）</p> <p>小泉直樹ほか『ケースブック知的財産法〔第3版〕』（弘文堂、2012年）</p>
成績評価の方法・基準	<p>期末試験により成績評価を行う（書き込みのない六法（判例付き可）の持ち込みを許し、書き込みがある場合は不正行為とする）。</p> <p>期末試験では、知的財産法に関係する紛争が予想される事例問題を出題し、原告と被告の双方の立場からどのような主張を行うべきか、そして、裁判所は当該事案についてどのような判断を下すべきか、ということを問う。</p> <p>授業への積極的な参加および授業における問答の内容については、平常点として、期末試験への加点事由とする。</p>
その他（質問・相談方法等）	<p>質問や相談等がある場合には、担当教員にメールで連絡を取り、面談の日時を予約されたい（担当教員のメールアドレスは、kojima [アットマーク] law.kyushu-u.ac.jp）。授業終了後にも質問や相談等を受け付ける。</p> <p>本授業について不明な点があれば、担当教員まで尋ねられたい。</p>
過去の授業評価アンケート	

ローマ法I

最終更新日:2018年3月10日

授業科目名	ローマ法I	標準年次	3・4
講義題目	ローマ法史・ローマ刑事法・国法	開講学期	後期
担当教員	五十君 麻里子	単位数	2単位
教室		科目区分	展開科目
使用言語	Japanese	科目コード	

Course Title	Roman Law I
Course Overview	The course aims to give an overview on the history of Roman law, Roman criminal law, and Roman public law. It is suitable for non-law students as well.
履修条件	特に無し。
授業の目的	A. 知識・理解：古代ローマから現在に至るまでの法の展開を、ローマ法を中心に整理し、理解する。 B. 専門的スキル：現代法の背景を知ることにより、現代法の理解を深める。 C. 汎用的スキル：人間社会のあり方や権力のあり方などの普遍性に触れ、現代社会を洞察する視点・視野を身につける。 D. 態度・志向性：進化論的史観から脱し、歴史の経験を踏まえ、より広い視点で物事を考える態度を志向する。
授業の概要・計画	1. イントロダクション 2. 12表法（BC450）の成立 3. 共和政 4. 元首政の成立 5. 刑事裁判 6. 元首政下での法の展開 7. 専主政期～東西分裂後のローマ法 8. ローマ法の継受
授業の進め方	講義形式。質問を歓迎する。
教科書・参考書等	必要に応じて、コピー等を配布する。
成績評価の方法・基準	古代ローマから現在に至るまでの法の展開を理解しており、これを現代社会と比較する態度を身につけているかを評価する。 教場試験の期間内に筆記試験を実施する。 語群から適当な語を選ぶ問題20問、記述問題1問からなり、ローマ法I受講者は選択問題各2点、記述問題60点満点の配点とする。ローマ法史受講者は選択問題各4点、記述問題20点満点。選択問題では範囲すべてからまんべんなく出題するので、ポイントを押さえておくこと。
その他（質問・相談方法等）	講義中、講義後、メールで、など質問は随時受け付ける。
過去の授業評価アンケート	

比較法

最終更新日:2018年2月22日

授業科目名	比較法	標準年次	3・4
講義題目	比較民法学	開講学期	後期
担当教員	遠藤 歩	単位数	4単位
教室		科目区分	展開科目
使用言語	Japanese	科目コード	

Course Title	Comparative Law
Course Overview	Lecture on comparative civil law
履修条件	特にありません。
授業の目的	<p>フランス民法およびドイツ民法との三者間比較を通じて、日本民法の理解を深めることを目的としています。</p> <p>より具体的には、次の二つです。</p> <p>第一に、フランス民法およびドイツ民法における基礎的な概念を修得すること（「知識・理解の観点」）。</p> <p>第二に、フランスおよびドイツとの比較のなかで、日本民法の特殊性を認識できるようになること（「専門的技能の観点」）。</p>
授業の概要・計画	<p>法は文化の一部であり、法典は全体として一つのまとまりを持ったテキストですから、外国法典の個々の規定を取り出して日本と比較しても、何の役にもたちません。日本法の独自性、特色を精確に理解するためには、まず、比較の対象たる外国法（本講義では、フランス民法およびドイツ民法）それ自体を一定の包括性をもって認識し、その後、外国法のみで日本法を観察する必要があります。</p> <p>そこで、この講義では、具体的なテーマごとにフランス民法およびドイツ民法の内容を解説し、日本法と比較するという手法を採りたいと思います。</p> <p>現在のところ、以下のようなテーマを扱う予定です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 所有権の移転 2. 契約の成立、解釈、効力 3. 損害賠償 4. 不法行為 5. 売主の瑕疵担保責任 6. 保証 7. 抵当権 8. 家族 9. 相続 <p>より詳細な講義計画は、授業の進行を通じて適宜示します。</p>
授業の進め方	<p>レジュメを用いた講義形式で授業を進めてゆきます。</p> <p>各テーマごとにフランス民法、ドイツ民法、日本民法の順で講義し、関連条文と翻訳は資料としてレジュメに掲げておきます。</p>
教科書・参考書等	<p>教科書は指定しません。</p> <p>参考書は初回の講義時に紹介します。また、関連文献はその都度紹介します。</p>
成績評価の方法・基準	<p>学期末に行う筆記試験（100%）により成績評価を行います。</p> <p>なお、筆記試験では、上記「授業の目的」に対応して、まず、語句説明を求めることにより、フランス民法、ドイツ民法における基礎的な</p>

	<p>概念の理解度を試します。 さらに、事例問題を通じて、ある事例が、フランス、ドイツ、日本でそれぞれどのように解決されるのか、そして、日本法の特徴はいかなる点にあるのかを考えてもらいます。</p>
<p>その他（質問・相談方法等）</p>	<p>質問や相談はいつでも受け付けます。</p>
<p>過去の授業評価アンケート</p>	

憲法Ⅱ【人権論】

最終更新日:2018年3月9日

授業科目名	憲法Ⅱ【人権論】	標準年次	2
講義題目	人権論	開講学期	後期
担当教員	井上(武史)	単位数	4単位
教室		科目区分	基盤科目
使用言語		科目コード	<p>1. 人権総論および人権各論に関する基礎的な知識を習得すること(「知識・理解」「専門的・技能」の観点)。</p> <p>2. 習得した知識をもとに、受講者が現代の日本社会および国際社会での人権問題について自ら考え、法的な解決策を示したり、法的見解を述べたりできるようになること(「汎用的技能」「態度・志向性」の観点)。</p>

Course Title	<p>第01回 ガイダンス</p> <p>第02回 人権の基礎理論(1):人権の歴史・観念・類型</p> <p>第03回 人権の基礎理論(2):人権保障の仕組み</p> <p>第04回 精神的自由(1):信教の自由</p> <p>第05回 精神的自由(2):政教分離</p> <p>第06回 精神的自由(3):思想良心の自由</p> <p>第07回 精神的自由(4):学問の自由・教育の自由</p> <p>第08回 精神的自由(5):表現の自由①</p> <p>第09回 精神的自由(6):表現の自由②</p> <p>第10回 精神的自由(7):表現の自由③</p> <p>第11回 精神的自由(8):集会・結社の自由</p> <p>第12回 経済的自由(1):職業選択の自由①</p> <p>第13回 経済的自由(2):職業選択の自由②</p> <p>第14回 経済的自由(3):財産権</p> <p>第15回 経済的自由(4):居住・移転の自由ほか</p> <p>第16回 中間試験</p> <p>第17回 人身の自由・刑事手続上の権利</p> <p>第18回 参政権</p> <p>第19回 社会権(1):生存権</p> <p>第20回 社会権(2):教育を受ける権利</p> <p>第21回 社会権(3):勤労の権利・労働基本権</p> <p>第22回 国務請求権(1):国家賠償請求権・刑事補償請求権</p> <p>第23回 国務請求権(2):裁判を受ける権利</p> <p>第24回 包括的人権(1):総論・プライバシー権</p> <p>第25回 包括的人権(2):自己決定権</p> <p>第26回 法の下での平等(1):総論</p> <p>第27回 法の下での平等(2):各論</p> <p>第28回 人権の主体</p>
--------------	--

	第29回 人権の適用範囲（1）：特別の法律関係 第30回 人権の適用範囲（2）：私人間効力
Course Overview	授業は、あらかじめ配布するレジюмеに沿って、講義形式で行う。 授業に関する連絡やレジюме・資料の配布は、「Kyushu University E-Learning system」 (https://moodle.artsci.kyushu-u.ac.jp/) を通じて行う。Moodleにコースを作成するので、各自「憲法Ⅱ（人権論）」の講義名で検索してログインすること。
履修条件	開講前に指示する。
授業の目的	期末試験70%、中間試験30%で評価する。 成績評価は、「授業の目的」で記載した観点の達成度に応じて行う。
授業の概要・計画	質問は授業終了後に受け付ける。それ以外の時間帯を希望する場合は、事前にメール (inoue[アットマーク]law.kyushu-u.ac.jp) で連絡すること。
授業の進め方	
教科書・参考書等	
成績評価の方法・基準	
その他（質問・相談方法等）	
過去の授業評価アンケート	

刑法Ⅱ【刑法各論】

最終更新日:2018年3月21日

授業科目名	刑法Ⅱ【刑法各論】	標準年次	2
講義題目	刑法各論（各犯罪類型の検討）	開講学期	後期
担当教員	野澤 充	単位数	4単位
教室		科目区分	基盤科目
使用言語	Japanese	科目コード	

Course Title	Criminal Law 2
Course Overview	Lecture on the specific offences of criminal law
履修条件	特にないが、刑法総論の知識を前提に授業を進めることがある。
授業の目的	刑法各論は、刑法典の各則の個別の犯罪類型について、そのそれぞれの犯罪の成立およびその限界を検討するものである。その領域の中で、まず最初に財産犯以外の個人法益に対する罪、次に財産犯、そして社会法益に対する罪および国家法益に対する罪について講義する。到達目標としては、「知識・理解・専門的能力」の観点からは(1)事例問題に対処する前提としての、刑法の各犯罪類型のそれぞれの概念・内容・要件を理解すること、および(2)各犯罪類型における問題点について認識し、理論的な解決の考え方を習得することが、そして「汎用性能力・態度・志向性」の観点からは、上述の知識や問題点の理解を踏まえて、事例問題などに対して一定の結論を、法理論的な理由も付した上で導くことができることが求められるといえる。
授業の概要・計画	<ol style="list-style-type: none"> 1. 序論・刑法各論の体系 2. 生命・身体に対する罪 3. 自由に対する罪 4. 秘密・名誉・信用・業務に対する罪 5. 財産に対する罪 6. 社会法益に対する罪 7. 国家法益に対する罪
授業の進め方	レジュメを配布しながら進める予定である。必要に応じて、各自で教科書に立ち返りながら、理解を深めて頂きたい。刑法学における論争は、当然ながら単純な学説対立そのものが問題なのではなくて、具体的事案に関する結論の差が存在するからこそ争われているものである。それゆえ、（刑法各論においては特にそうであるが）具体例を想定しながら、問題点について考えて頂きたい。
教科書・参考書等	松宮孝明『刑法各論講義〔第4版〕』（成文堂）（2016年） ただし、これ以外の教科書を使用して受講しても構わない。詳しくは最初の授業時に説明する。また六法も必ず持参すること。
成績評価の方法・基準	成績評価は定期試験によって行い、その定期試験の中で、上記到達目標でも触れた「刑法の各犯罪類型のそれぞれの概念・内容・要件の理解」、「その問題点についての理論的な解決の考え方の習得」、および「問題に対して一定の結論を法理論的な理由と対応させて導くこと」の到達度を見る。 講義への出席は考慮しない（詳細は最初の授業時に説明する）。小テスト等も行わない（中間試験も行わない予定である）。ただし、各自で自分自身の到達度を確認するために、「自習問題」を配布して解いてもらう予定である（成績には加えない）。なお、（著しい授業妨害など素行が悪い場合に）平常点を考慮することがある。
その他（質問・相談方法等）	質問等を受けつけるが、時間の関係でアポイントをとって後日対応することがある。

--

紛争管理論

最終更新日:2018年3月9日

授業科目名	紛争管理論	標準年次	3・4
講義題目	裁判外紛争解決手続の理論・実態・技術	開講学期	後期
担当教員	入江 秀晃	単位数	4単位
教室		科目区分	展開科目
使用言語	Japanese	科目コード	

Course Title	Conflict Management Theory and Dispute Resolution Practice
Course Overview	This lecture will provide the opportunity to understand theory of conflict management as well as practical mediation skills.
履修条件	特に定めません。他学部受講者、2年生も歓迎します。
授業の目的	紛争管理 (conflict management) の理論と、調停技法 (mediation skills)、裁判外紛争解決手続 (Alternative Dispute Resolution) を学びます。ロールプレイなどの体験的な学習、グループ報告などの学生主体の活動を通じて、認知的にとどまらず、「態度を学ぶ」ことも目的とします。
授業の概要・計画	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争管理論 (Conflict Management) の基礎的な理論 ・調停 (Mediation) の技法 ・具体的な紛争解決手続 (Dispute Resolution Process) 等の現状と課題を、この順で学びます。
授業の進め方	<p>基礎的な知識を提供するために、教員による講義も行います。この説明に用いるパワーポイントは、Webサイトで提供します。期間中に小テストを2回実施しますが、解説した内容を正しく理解しているかについての基礎的な内容になります。</p> <p>ライフスキルとも言われ、社会人としても様々な活用シーンが期待できる調停技法を修得するために、かなり時間を取って、体験・参加型のスキルプレイ、ロールプレイといった活動を行っていただきます。他の講義の雰囲気とは多少異なるでしょうが、手順については丁寧に説明した上で実施するので、心配されずに参加してください。</p> <p>現実の紛争解決手続 (ADR) 等について、課題論文をプレゼンテーションしていただく機会も作ります。</p> <p>各講義の最後の5分程度を使って、ふりかえりを記入していただきます。(出欠確認あり)</p>
教科書・参考書等	<p>調停技法に関するテキストとしては、教員の連載記事「調停技法誌上講義」(JCAジャーナル)を電子ファイルとして参加者に配付します。その他の参考文献として、レビン小林久子『解説同席調停』(日本加除出版)、山田文・山本和彦『ADR仲裁法』(日本評論社)を挙げます。</p> <p>学生報告用の文献についても、電子ファイルとして提供します。</p>
成績評価の方法・基準	<p>小テスト4割、報告3割、授業への参加3割とします。</p> <p>グループ報告は、学生同士のピア評価を反映します。</p> <p>概念や理論を正しく理解しているか、実務的に重要となるポイントに対する知識が身についているかとともに、技能及び態度に関しても評価対象とします。</p>
その他(質問・相談方法等)	質問等は、授業時間後を含め適宜受け付けます。研究室への訪問も歓迎いたします。(訪問については、メールでのアポをお勧めします。)

刑法Ⅰ【刑法総論】

最終更新日:2018年3月21日

授業科目名	刑法Ⅰ【刑法総論】	標準年次	2
講義題目	刑法総論（犯罪論の検討）	開講学期	前期
担当教員	野澤 充	単位数	4単位
教室	大講	科目区分	基盤科目
使用言語	Japanese	科目コード	

Course Title	Criminal Law 1
Course Overview	Lecture on the general part of criminal law
履修条件	特になし。
授業の目的	<p>刑法総論（犯罪論）は、刑法典の総則を対象に、犯罪の成立およびその限界についての一般的な原理（共通原理）を検討するものである。その領域の中で、まず最初に刑法および刑法学についての概論と、刑法学における基本原則、そして犯罪論体系について概観した上で、その犯罪論体系の個別の項目について検討し、さらに修正形式としての未遂犯論、共犯論を取り上げ、最後に罪数論、および刑罰論の一部について講義する。</p> <p>到達目標としては、「知識・理解・専門的能力」の観点からは(1)事例問題に対処する前提としての、刑法総論に関する一般的な抽象的概念・内容・理論的意義を理解すること、および(2)刑法総論における問題点について認識し、理論的な解決の考え方を習得することが、そして「汎用性能力・態度・志向性」の観点からは、上述の知識や問題点の理解を踏まえて、刑法総論の各論点において、一定の結論を、法理論的な理由も付した上で導くことができることが求められるといえる。</p>
授業の概要・計画	<p>1. 刑法および刑法学の意義と機能 2. 犯罪論の体系（概論） 3. 罪刑法定原則（罪刑法定主義）</p> <p>4. 刑法の適用範囲 5. 犯罪論の体系（再論）、構成要件の意味と機能 6. 因果関係</p> <p>7. 不作為犯 8. 可罰的違法性、違法阻却の一般原理 9. 法令または正当業務行為</p> <p>10. 被害者の同意 11. 正当防衛 12. 緊急避難</p> <p>13. 責任論の基礎 14. 故意 15. 錯誤 16. 過失 17. 予備、未遂 18. 不能犯と中止犯</p> <p>19. 共犯論の基礎 20. 共同正犯 21. 教唆犯、従犯 22. 共犯論の諸問題 23. 罪数論、刑罰論</p>
授業の進め方	<p>レジュメを配布しながら進める予定である。必要に応じて各自で教科書に立ち返りながら、理解を深めて頂きたい。刑法総論では特に一般原理を過度に（＝盲目的に）重視しがちになるが、やはり刑法総論においても具体的結論と結びついた形で、一般原理が歴史的に形成されてきたことを忘れてはならない。それゆえ、できるだけ具体例を想定しながら、問題点について考えて頂きたい。なお、問題形式にも慣れていただくために、確認問題を配布する予定である。</p>
教科書・参考書等	<p>松宮孝明『刑法総論講義〔第5版〕』（成文堂、2017年）</p> <p>ただし、これ以外の教科書を使用して受講しても構わない。詳しくは最初の授業時に説明する。また六法は必ず持参すること。</p>
成績評価の方法・基準	<p>成績評価は定期試験によって行い、その定期試験の中で、上記到達目標でも触れた「刑法総論に関する一般的な抽象的概念・内容・理論的意義の理解」、「その問題点についての理論的な解決の考え方の習得」、および「刑法総論の各論点において一定の結論を法理論的な理由と対応させて導くこと」の到達度を見る。</p> <p>講義への出席は考慮しない（詳細は最初の授業時に説明する）。小テ</p>

	<p>スト等も行わない（中間試験も行わない予定である）。ただし、各自で自己の到達度を確認するために、自習問題を配布する場合がある（評価には加えない）。なお、（著しい授業妨害など素行が悪い場合に）平常点を考慮することがある。</p>
<p>その他（質問・相談方法等）</p>	<p>質問等を受けつけるが、時間の関係でアポイントをとって後日対応することがある。</p>
<p>過去の授業評価アンケート</p>	

国際私法

最終更新日:2018年3月15日

授業科目名	国際私法	標準年次	3・4
講義題目	国際私法	開講学期	後期
担当教員	八並 廉	単位数	4単位
教室		科目区分	展開科目
使用言語	Japanese	科目コード	

Course Title	Private International Law
Course Overview	This introductory course on private international law deals with issues relating to international civil proceedings.
履修条件	過去に国際私法を履修した者には単位を認定しない。
授業の目的	関連する法律・学説・裁判例の検討を通じて、国際私法の全体像や仕組みを理解する。
授業の概要・計画	国際的な法律関係をめぐって紛争が生じたときには、その紛争について日本で裁判を起こせるか否かという点が問題になり、日本で裁判できるとしても、その法律関係にどの国の法を適用すべきなのかという点が問題となる。また、その法律関係について外国裁判所が下した判決が存在する場合には、その判決が日本で効力を有するか否かといったことまで問題となる。これらの問題を解決する法が国際私法である。 本講義では、準拠法の決定方法について議論した後に、国際裁判管轄の問題や外国判決の承認・執行の問題を扱う国際民事手続法について議論する（下記「授業の進め方」参照）。
授業の進め方	講義形式による授業を基本とし、質疑応答やディスカッションを適宜取り入れる。下記授業計画は必要に応じて再調整することがある。 第1回：ガイダンス 第2-6回：国際私法総論 第7-15回：国際家族法 第16-24回：国際財産法 第25-29回：国際民事手続法 第30回：総括
教科書・参考書等	教科書は指定しない。参考書については、講義中に紹介する。また、関連資料を適宜配布する。
成績評価の方法・基準	成績評価は期末試験による。期末試験では、国際私法に関する基礎的な知識・理解をはかる。
その他（質問・相談方法等）	質問・相談等のために面談を希望する場合は、メールでアポイントメントをとること。 授業中・授業後の質問等も適宜受け付ける。
過去の授業評価アンケート	

西日本新聞特殊講義 I

最終更新日:2018年3月1日

授業科目名	西日本新聞特殊講義 I	標準年次	3・4
講義題目	現代社会論	開講学期	前期
担当教員	田端 良成	単位数	2単位
教室	302	科目区分	展開科目
使用言語	Japanese	科目コード	

Course Title	Modern day issues in society
Course Overview	This lecture focuses on strengthening our overview towards society. By widening your knowledge, improving thinking abilities and developing global senses, I look forward to high intellectual performances.
履修条件	<p>特にありません。下記の授業目的やこれまでの授業評価アンケート、学生間での噂話、自らの推測等をもって履修の判断をしてください。</p> <p>なお、本授業は一つの専門分野について深く深く掘り下げていくという手法ではなく、大学生として知っておいておかれた方がよかろうというテーマや素材をランダムに詰め込んでいく、いわば「幕の内弁当」(うまいかどうかは分かりません)のような方式を採ります。よって鋭角的な探求を志向される方には不向きです。</p> <p>出席は重視します。聞き飽きているでしょうが、大学時代は様々な経験をし、知識を詰め込む最後のチャンスです。超高速化する時代の流れを踏まえれば、その重要性は極めて高いといえるでしょう。大らかで構わなかった昭和40年代や50年代ではあるまいし、「テキトーに出席して単位獲得」なんて姿勢は時代遅れで、「ダサッ」と私は思います。皆さんも諸事情があられるでしょうから「1回も休むな」なんて、それこそダサイことは言いませんが、履修される方は、この点にも十分ご留意ください。</p>
授業の目的	<p>正直に胸の内を語れば、「就活で他の名門大学生に競り勝って希望した仕事に就き、必ずや直面するであろうくんだりない組織内の人間関係を右にいなし、左にいなす術を学び、活躍の場をグローバルに広げ、ハッピーな人生を送れるような」学生諸君の養成というなんとも小学生チックな表現になってしまうのですが、そのために知のウイングを広げ、時代のベクトルを敏感に嗅ぎ取り、先人の経験談に耳を傾け、国際感覚をわがものにするというのが、なんとも欲張りな本授業の目的です。</p> <p>その著書が大学入試にたびたび使われることから、皆さんも多少の痛みを感じつつよくご存じであろう元大阪大学総長の鷲田清一氏は、現代社会を評して「『生きる』より『生き延びる』という言葉の方がリアリティがある」と記述しています。この言葉から皆さんが連想するのは、皆さんに押し付けられそうな国の大借金であり、血まみれな社会保障制度であり、不安定な東アジア情勢であり、情報技術を軸とした企業間の世界的な競争激化でしょう。旧帝大の権威におもねるつもりはさらさらないので、国内外の「現場」で地べたを這いずり回ってきたわが身の米粒ほどの職業体験からしても、その時代認識は「仰る通り」と思えるのです。</p> <p>「幕の内弁当」のパーツは下記の授業概要・計画の通りですが、様々な分野の「現実」「現場」を提示しますので、「へえー」という感想と、「ならば自分はどうする?」と自問してもらえば幸いです。以下、シラバスの書き方に従って補足すると</p> <p>【知識・理解の観点から】</p>

ご自分の専門領域を深める一方で、知の地平を広げてみたらどうでしょう。たまたま今まで知らなかったことを知るの単純に面白いし、それが皆さんの「刺激」となって少しでも「プラス」になれば望外の喜びです。なお授業では、関連する映像を多用します。これまで丸3年の客員教員としての経験を踏まえ、「授業中にスマホを触りたい」「隠れながら他の授業の宿題をやりたい」という誘惑を断ち切ってもらうには、映像使用はかなり効果的との結論に至ったためです。

【国際性の観点から】

「可能なら留学してきたら」というのが担当教員の口癖です。さほど英語ができなくともなんとかなるのはわが身で実証済み。星の数ほどある失敗談を折に触れて話しますが、「自力でなんとかしなければならぬ状況にわが身を追い込む」ことが留学の醍醐味でもあります。ただ、留学でなくとも国際感覚を磨くことの重要性は上記に記述した通りです。

【人間性・社会性の観点から】

「何それ？」と思われるでしょうが、上記の「くだらない組織内の人間関係を右にいなし、左にいなす術」というのは組織人にとっては欠かせない能力です。「新卒の30%は3年以内に辞める」という事実、この能力の欠如が一因とも言えるでしょう。何より、大半の方はご存じないと思いますが、九大の教育憲章には「秀でた人間性、社会性を有する人材を育成する」と明記しており、教室で大手を振って語ってもよいテーマ、のはずです。

かといって本授業は道徳の時間ではなく、担当教員自身、この観点の前では脱帽するしかありませんので、各界で活躍する先達に登壇してもらい、皆さんの前で現実に即した処世術を語ってもらう予定です。

【職業感覚の観点から】

進路は決まったでしょうか、業種はいかがでしょう。場合によっては大学合格を目指したあの頃の情熱は薄れ、没頭するものが見つからずやきもきしている人がいるかもしれません。別に猛烈サラリーマンを生み出そうとしているのではなく、皆さんが「仕事」というものを具体的にイメージしやすいように、様々な事例を現代社会論という枠組みの中で紹介します。

授業の概要・計画

概形的な授業方法は

- A 映像資料+口述解説(10回程度)
 - B さまざまなジャンルの実務家による講話(数回)
 - C 皆さんのスケジュールが合えば会社訪問(1回)
- の3パターンです。

Bについてはこれまで、国連人間居住計画の福岡本部長、山崎拓・元自民党副総裁、ラーメン店・一蘭の社長などに講話してもらいました。15、16年度の会社訪問は「動きのある方がよからう」との判断からテレビ局を選びました。ただ、会社訪問については先方があることから日程調整がかなり難しく、現時点では流動的です。

Aのラインナップは

- ① 犯罪を予知するコンピューターの存在
- ② 病気とナノマシンと若返り
- ③ 世界牛肉戦争
- ④ 日本の中枢が標的にされているサイバー攻撃の実態
- ⑤ 監視社会
- ⑥ ホテルコンシェルジュの生き方
- ⑦ 縮小するニッポンの現実と地方公務員

などを取り上げる予定です。なお、「旬」な話を取り上げるため、内容の変更が予想されます。ご理解ください。

授業の進め方

この授業の性格上、知識の蓄積がなければ理解できなかつたり、ノートに書き写すことに追いつまられるなどといったことはほぼないと思われまます。

また、授業概要・計画のA、Bパターンの際、その日に学んだことや感じたことなどを記述し、提出してもらいます。論文チックに書く必

	要性は全くありませんが、成績評価の判断材料になることを承知しておいてください。
教科書・参考書等	教科書は特にありません。 必要があればその都度、参考図書を紹介します。
成績評価の方法・基準	この授業はほぼ「一話完結」型です。しかし、縦軸が上記「授業の目的」であることは言うまでもありません。成績評価は定期試験と各回ごとの提出文を1対1の比率で判断しますが、 ①現代社会が直面する諸問題を的確に理解しているか ②それを自分の近未来にどう生かそうとするのか ③地球を俯瞰する素養を持てたか などを重点的に評価することとします。 なお、定期試験の際、英語での解答には一定の点数を加点します。教育憲章で「国際性」を重視しているための措置です。
その他（質問・相談方法等）	適宜、質問や相談に応じます。 研究室は旧工学部本館1階。 メールアドレスはtabata.yoshinari.640@m.kyushu-u.ac.jpです。
過去の授業評価アンケート	

西日本新聞特殊講義 II

最終更新日:2018年3月1日

授業科目名	西日本新聞特殊講義 II	標準年次	3・4
講義題目	現代社会論	開講学期	後期
担当教員	田端 良成	単位数	2単位
教室		科目区分	展開科目
使用言語	Japanese	科目コード	

Course Title	Modern day issues in society
Course Overview	This lecture focuses on strengthening our overview towards society. By widening your knowledge, improving thinking abilities and developing global senses, I look forward to high intellectual performances.
履修条件	<p>特にありません。下記の授業目的やこれまでの授業評価アンケート、学生間での噂話、自らの推測等をもって履修の判断をしてください。</p> <p>なお、本授業は一つの専門分野について深く深く掘り下げていくという手法ではなく、大学生として知っておいておかれた方がよかろうというテーマや素材をランダムに詰め込んでいく、いわば「幕の内弁当」(うまいかどうかは分かりません)のような方式を採ります。よって鋭角的な探求を志向される方には不向きです。</p> <p>出席は重視します。聞き飽きているでしょうが、大学時代は様々な経験をし、知識を詰め込む最後のチャンスです。超高速化する時代の流れを踏まえれば、その重要性は極めて高いといえるでしょう。大らかで構わなかった昭和40年代や50年代ではあるまいし、「テキトーに出席して単位獲得」なんて姿勢は時代遅れで、「ダサッ」と私は思います。皆さんも諸事情があらわれるでしょうから「1回も休むな」なんて、それこそダサイことは言いませんが、履修される方は、この点にも十分ご留意ください。</p>
授業の目的	<p>正直に胸の内を語れば、「就活で他の名門大学生に競り勝って希望した仕事に就き、必ずや直面するであろうくならない組織内の人間関係を右にいなし、左にいなす術を学び、活躍の場をグローバルに広げ、ハッピーな人生を送れるような」学生諸君の養成というなんとも小学生チックな表現になってしまうのですが、そのために知のウイングを広げ、時代のベクトルを敏感に嗅ぎ取り、先人の経験談に耳を傾け、国際感覚をわがものにするというのが、なんとも欲張りな本授業の目的です。</p> <p>その著書が大学入試にたびたび使われることから、皆さんも多少の痛みを感じつつよくご存じであろう元大阪大学総長の鷲田清一氏は、現代社会を評して「『生きる』より『生き延びる』という言葉の方がリアリティがある」と記述しています。この言葉から皆さんが連想するのは、皆さんに押し付けられそうな国の大借金であり、血まみれな社会保障制度であり、不安定な東アジア情勢であり、情報技術を軸とした企業間の世界的な競争激化でしょう。旧帝大の権威におもねるつもりはさらさらないので、国内外の「現場」で地べたを這いずり回ってきたわが身の米粒ほどの職業体験からしても、その時代認識は「仰る通り」と思えるのです。</p> <p>「幕の内弁当」のパーツは下記の授業概要・計画の通りですが、様々な分野の「現実」「現場」を提示しますので、「へえー」という感想と、「ならば自分はどうする?」と自問してもらえば幸いです。以下、シラバスの書き方に従って補足すると</p> <p>【知識・理解の観点から】</p>

ご自分の専門領域を深める一方で、知の地平を広げてみたらどうでしょう。たまたま今まで知らなかったことを知るのには単純に面白いし、それが皆さんの「刺激」となって少しでも「プラス」になれば望外の喜びです。なお授業では、関連する映像を多用します。これまで丸3年の客員教員としての経験を踏まえ、「授業中にスマホを触りたい」「隠れながら他の授業の宿題をやりたい」という誘惑を断ち切ってもらうには、映像使用はかなり効果的との結論に至ったためです。

【国際性の観点から】

「可能なら留学してきたら」というのが担当教員の口癖です。さほど英語ができなくともなんとかなるのはわが身で実証済み。星の数ほどある失敗談を折に触れて話しますが、「自力でなんとかしなければならぬ状況にわが身を追い込む」ことが留学の醍醐味でもあります。ただ、留学でなくとも国際感覚を磨くことの重要性は上記に記述した通りです。

【人間性・社会性の観点から】

「何それ？」と思われるでしょうが、上記の「くだらない組織内の人間関係を右にいなし、左にいなす術」というのは組織人にとっては欠かせない能力です。「新卒の30%は3年以内に辞める」という事実、この能力の欠如が一因とも言えるでしょう。何より、大半の方はご存じないと思いますが、九大の教育憲章には「秀でた人間性、社会性を有する人材を育成する」と明記しており、教室で大手を振って語ってもよいテーマ、のはずです。

かといって本授業は道徳の時間ではなく、担当教員自身、この観点の前では脱帽するしかありませんので、各界で活躍する先達に登壇してもらい、皆さんの前で現実に即した処世術を語ってもらう予定です。

【職業感覚の観点から】

進路は決まったでしょうか、業種はいかがでしょう。場合によっては大学合格を目指したあの頃の情熱は薄れ、没頭するものが見つからずやきもきしている人がいるかもしれません。別に猛烈サラリーマンを生み出そうとしているのではなく、皆さんが「仕事」というものを具体的にイメージしやすいように、様々な事例を現代社会論という枠組みの中で紹介します。

授業の概要・計画

概形的な授業方法は

- A 映像資料+口述解説(10回程度)
 - B さまざまなジャンルの実務家による講話(数回)
 - C 皆さんのスケジュールが合えば会社訪問(1回)
- の3パターンです。

Bについてはこれまで、国連人間居住計画の福岡本部長、山崎拓・元自民党副総裁、ラーメン店・一蘭の社長などに講話してもらいました。15、16年度の会社訪問は「動きのある方がよからう」との判断からテレビ局を選びました。ただ、会社訪問については先方があることから日程調整がかなり難しく、現時点では流動的です。

Aのラインナップ(当然、前期とはかぶりません)は

- ①情報技術の最前線
- ②資本主義と気候変動
- ③女性雑誌編集長に見る働き方
- ④人工知能との付き合い方
- ⑤無罪判決14件の弁護士
- ⑥火山列島の地下に潜むリスク
- ⑦おでん屋エレジー?

などを取り上げる予定です。なお、「旬」な話を取り上げるため、内容の変更が予想されます。ご理解ください。

授業の進め方

この授業の性格上、知識の蓄積がなければ理解できなかつたり、ノートに書き写すことに追いまくられるなどといったことはほぼないと思われまます。

また、授業概要・計画のA、Bパターンの際、その日に学んだことや感じたことなどを記述し、提出してもらいます。論文チックに書く必

	要性は全くありませんが、成績評価の判断材料になることを承知しておいてください。
教科書・参考書等	教科書は特にありません。 必要があればその都度、参考図書を紹介します。
成績評価の方法・基準	この授業はほぼ「一話完結」型です。しかし、縦軸が上記「授業の目的」であることは言うまでもありません。成績評価は定期試験と各回ごとの提出文を1対1の比率で判断しますが、 ①現代社会が直面する諸問題を的確に理解しているか ②それを自分の近未来にどう生かそうとするのか ③地球を俯瞰する素養を持てたか などを重点的に評価することとします。 なお、定期試験の際、英語での解答には一定の点数を加点します。教育憲章で「国際性」を重視しているための措置です。
その他（質問・相談方法等）	適宜、質問や相談に応じます。 研究室は旧工学部本館1階。 メールアドレスはtabata.yoshinari.640@m.kyushu-u.ac.jpです。
過去の授業評価アンケート	